

令和4年度第1回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和4年8月3日(水) 14:00~16:00
場所	広島高速道路公社 1階 会議室
出席委員	内田委員(委員長)、半井委員、松本委員
議題	<p>議事1 委員長の選任</p> <p>議事2 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>議事3 抽出事案について</p> <p>(1) 県道広島海田線2期新大洲架替工事(その3)</p> <p>(2) 広島高速1号線及び3号線可変式道路情報板設備更新工事</p> <p>(3) 広島高速5号線家屋事前調査業務(その11)</p> <p>(4) 令和3年度 広島高速料金収受設備の設計等に係る公社支援業務</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848



## 報告内容

## 議事1 委員長の選任

○ 令和4年3月に委員を退任した河合委員長の後任として、委員の互選により、内田委員が委員長に選任された。

## 議事2 入札及び契約手続きの運用状況の報告について

○ 入札方式別の発注件数は次のとおり

区 分	一般競争			指名競争			随意契約	計(件)
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札		
建設工事	8	8	0	0	0	0	0	8
測量・建設コンサル タント等業務	3	2	0	0	0	0	0	3
計(件)	11	10	0	0	0	0	0	11

○ 低入札価格調査を行った件数は0件

○ 指名停止措置を行った件数は3件

措置理由	件数	対象業者数	措置期間
競売入札妨害	2	2	4か月
建設業法違反行為	1	1	1か月

○ 入札・契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札・契約事務に係る働きかけ等については該当なし

○ 応札者を増やすための取組について

(1) 発注情報に係る公表内容等の改善（令和4年4月から）

項 目	概 要
工事発注時期の表示方法	旧：「第〇四半期」 → 新：「発注年月（例：R4.8）」
公表項目の追加	工事発注規模（発注工事費の価格帯）を追加 （例）規模A：20億円以上、規模B：10億円～20億円、規模C：5億円～10億円未満など

(2) 実態に応じた積算に向けた取組（令和4年7月から）

項 目	概 要
急激な物価上昇への対応	【入札手続の運用見直し】 これまでは公告時の単価を用いて工事費の算出を行っていたが、入札時の最新月の単価を用いた工事費の算出が可能となるよう、工事の積算方法を見直し
	【単品スライドの運用ルール変更】 国土交通省や県の単品スライド運用ルールの改定に伴い、実勢価格の反映にタイムラグのある物価資料ではなく、実際の購入価格に基づいて変更できるよう単品スライドの運用を見直し
平成30年豪雨災害の復旧事業の影響	【復興係数・復興歩掛の適用対象工事拡大】 これまでは一部の工事についてのみ復興係数・復興歩掛を採用していたが、公社が発注する全ての土木工事に復興係数・復興歩掛を採用

意見・質問	回答
<p>○ 国の取組を踏まえて応札者を増やすための対策をしているところ、過去に応札していたが現在は応札していない地区の業者を対象にヒアリングするなど実態を理解した上での対策が重要ではないかと考えるが、ヒアリング等による状況の把握はしているのか。</p> <p>○ 災害復旧工事も一巡して建設会社は手元が空いていると認識しているが、応札者を増やす取組については、もっと別の観点からできることがあるのではないか。</p> <p>○ 発注見通しの工事発注時期の表示方法を改善したということだが、これまでと比較してどのように変わり、工事業者にどのようなメリットがあると考えなのか。</p>	<p>● 取組を行うに当たり、工事関係の業界へヒアリングを行っている。特に平成30年7月豪雨災害の影響はまだ残っており厳しい状況は続いているという意見があったため、公社としては可能な範囲で取組を行った。</p> <p>● 平成30年7月豪雨災害の復興・復旧が進んでいることは承知しているが、下請けまで含めると未だ余裕はないと伺っている。国をはじめ、NEXCO、広島県、広島市についても復興係数・復興歩掛の採用を今年度も継続していることから、公社においても令和4年7月から実施することとした。</p> <p>● これまでは、「第1四半期」、「第2四半期」と3か月ごとの幅を持たせた表示方法だったが、「令和4年8月」というように月で表示するようにした。これにより各工事業者も少ない技術者をやりくりし、かなり綿密な受注計画の検討が可能になったという声も聞いている。また、発注見通しは年度初めに公表した後、四半期ごとに見直したものを公表している。</p> <p style="text-align: right;">(回答：事務局)</p>

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案1 県道広島海田線第2期新大洲橋架替工事(その3)	
意見・質問	回答
<p>○ 橋の架替工事であれば、応札者が多いと考えるが、1者応札であった理由は。</p> <p>○ 落札率が高い理由は。</p>	<p>● 当該工事は隣接する県道の一般交通の安全性を確保しながらの施工であるということ、また、河川内工事のため施工期間が限られるなど、制約の多い現場であるため、応札を見送った業者が多かったのではないかと推測する。</p> <p>● 公共工事の受注経験や、一定程度の積算能力があれば、公社の積算基準や材料単価は公表しているため、公社の積算と同等程度の積算が可能であること、また、1回目の入札が予定価格を超過し、2回目の入札であったことも高落札率となった要因と考えられる。</p>

意見・質問	回答
○ 予定価格を超過したため、2回目の入札をしているが、応札者が1者の場合、1者であることを応札者には伝えるのか。	● 応札者数は伝えていない。1回目の札入れ額は、通知内容に含まれているため、自社が最も近いところにいるという認識はあると考える。
○ 2回目でも予定価格を超えていたら、仕組みとして3回目、4回目もあるのか。	● 2回を限度としているため、2回目で不調となった場合は公告中止となる。
○ その1、その2と続いている工事について、その2の工事の工期終了に対して、その3の工事の発注の時期は、その2の工事を受注した業者も連続して応札しやすいタイミングになっているのか。	● その2の工事の完了が令和3年10月であり、その後、その3の工事を発注しているため、一定の期間は空いている。
○ 数か月空いてしまうと、その間に他の工事を受注するということは考えられないか。	● 本工事は、河川内の工事であり、施工期間が非出水期に限られる。発注時期については、非出水期などを考慮している。
○ 工事に最適な期間（非出水期）を設定しているということだが、契約期間全体に余裕がなく、応札しづらいといったことは考えられないか。	● 工期の設定については、着手日選択型など工期に余裕を持たせて発注することもできるが、今回の工事については、非出水期の関係もあり、工期的に余裕が少なく応札者が少なくなったものとする。
○ 入札参加資格者へ入札公告は周知しているか。	● 入札公告については、公社ホームページで周知するとともに、公社掲示板への掲載、業界新聞などへの情報提供により、できるだけ多くの業者に興味を持ってもらい、応札者を増やす取組を行っている。さらに業界団体へも、アナウンスし、できるだけ競争性を高めるための取組を行っているところである。
○ 入札参加資格一覧表にある「客観点数」と、点数の枠の設定基準について	● 「客観点数」とは、広島県資格者名簿に記載された客観数値のことであり、これは、経営事項審査結果の総合評点のことである。 点数の枠は、公社建設工事競争入札取扱要綱の発注標準として、発注工事の設計金額により定めている。
○ 応札者を増やすため、発注標準の工事規模の枠を超えるなどの工夫はしているのか。	● 工事の内容・規模によっては、直近の上位又は下位の等級を入札参加資格として設定する取組を行っている。

(回答：事務局、建設第二課長)

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案2 広島高速1号線及び3号線可変式道路情報板設備更新工事	
意見・質問	回答
<p>○ この工事の特殊性は。</p> <p>○ 4回の更新工事だが、ずっと同じ業者が落札する可能性があるのではないか。</p> <p>○ 1者応札となった理由と落札率が高い理由</p> <p>○ 応札者を増やすための方策は。</p> <p>○ 15年ごとの更新工事だが、システムのカスタマイズにより、事実上、同じ業者のみが応札することになっているが、今後は更新時に競争しやすくするように検討をお願いします。</p> <p>○ 同じ業者に発注する結果になっても、工事の質や効率性の向上のために、工事の内容を改善するなどの検討をお願いします。</p>	<p>● 情報板を制御する中央装置と現地の情報板との間のデータ通信が必要となるが、データ通信規格の仕様はNEXCOが開発したものを、当初設置した業者がカスタマイズした規格となっているため、独自色が出ている。その他、構造物においては、支柱が健全であったため再利用をしている。</p> <p>● 4回の工事のうち、2者が2回ずつ落札している。この2者は、当初受注した業者とその業者の納める設備を扱う業者である。</p> <p>● 1者応札となった理由としては、工事の特殊性が原因であると考えられる。また、落札率が高い理由は、応札者側にある程度の技術力があれば予定価格に近い積算が可能であると考えられる。</p> <p>● 予定価格準備期間を確保するため、12月公告分を4月に発注見通しを公表することにより、管理技術者の確保や、応札の検討、準備期間が確保できるよう配慮した。</p> <p>● 将来的に競争性を持たせようとするれば、今後の更新や新設時などは、汎用性の高いものの方が良いということは認識している。この指摘を受けて今後の課題とする。</p> <p style="text-align: right;">(回答：保全課長)</p>

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案3 広島高速5号線家屋事前調査業務(その11)	
意見・質問	回答
○ 落札率が低くなった理由	<p>● 工事と異なり、調査業務の積算は労務費が主体となっており、調査基準価格等については、積算基準や労務単価などが公表されているためと考える。</p> <p>(回答：用地課長)</p>

報告内容	
議事3 抽出事案について	
○抽出事案4 令和3年度 広島高速料金収受設備の設計等に係る公社支援業務	
意見・質問	回答
○ この業務の特殊性は。	<p>● 公社の料金収受設備は、ETC・現金ともに対距離料金という全国唯一の料金システムを導入しているとともに、NEXCOの広島呉道路、広島県の海田大橋など他の道路管理者との合併徴収を行っているところである。このため、システムの構成や内部仕様等が特殊なものとなり、保守管理や改修に係るコストが高額になる傾向にある。これらの課題に対して、全国の事例や現行システムの運用状況等を踏まえて、客観的な視点から技術支援を行ってもらうものである。</p>
○ 特殊な設計により、ずっと同じ業者が落札する可能性と、過去からの落札率について	<p>● 平成24年度から令和3年度までの10回の契約においては同一業者であり、平均落札率は97.79%、平成24年から令和元年度までは、特命随意契約という手法で平均落札率は98.3%、令和2年度以降は一般競争入札に変更して平均落札率は94.1%で高めの落札率となっている。</p>
○ 1者応札となった理由	<p>● 当該応札者は、高速道路の料金収受設備全般の企画・設計・施工に携わる専門会社である。設備の運用状況を踏まえた課題解決策の提案等に関する知識と経験が豊富である。また、ETCの料金収受設備の特性を熟知しており、これにより他者が入札に踏み切らなかった可能性があると推測する。</p>

意見・質問	回答
<p>○ 応札者を増やすための方策は。</p> <p>○ 過去に特命随意契約であったが、業務の内容を見直して条件を減らしたことにより、入札参加資格者数が7者に増え、一般競争入札としているが、他の6者は実際にETC業務を最近もほかの高速道路で受注しているなど、本当の意味での競争相手になるような要素はあるのか。</p> <p>○ 一般競争入札でありながら、実際はほとんど随意契約のように見受けられるため、競争相手を探すよりも具体的な業務内容について改善するなどの工夫が必要と感じる。競争相手がないことにより、契約金額が高止まりになってはいけないので、それについての対応策を次回報告してほしい。</p>	<p>● 平成24年度から令和元年度までは特命随意契約であったが、令和2年度に発注内容を見直した後、全国のETC関連のコンサルタント会社に参考見積りを依頼したところ、複数社から回答があったため、一般競争入札に移行したが、令和2年度、3年度とも1者応札となっている。</p> <p>● 複数の業者において見積り依頼に応じてもらったことから、特命随意契約を一般競争入札に変更したが、競争性が高いとまでは言えないにせよ、同種業務の実績を持つ業者があるため、可能性がないわけではないと認識している。</p> <p style="text-align: right;">(回答：保全課長、専門員)</p>